

株式オプションの導入

～香港市場での経験～

すでに新聞紙上では、証券取引審議会・総合部会での審議を経て、株式オプションの導入が内定しているかのような記事も見られるが、株式オプションの導入は低迷を続けるわが国の株式市場にとつて最も関心を持たれる話題の一つであろう。世界の主要な株式市場の中で、株式オプションを導入していないのはもはやわが国だけとなってしまった。従来は株式オプションの導入は信用取引の減少をもたらし、個人投資家の信用取引にかかる手数料収入に依存する中小証券会社の経営への影響が大きい等の理由で、株式オプションの導入は先送りされてきた。しかし、ここへきて手数料自由化の議論が活発化する中で、現在のように低迷を続ける株式市場の下では手数料収入だけに依存した経営には限界があるとして、株式オプションの導入をきっかけに個人投資家の市場参加を促し、株式市場の盛り上がりを喚起しようとする空気が強まっている。

本稿では世界の株式オプション市場を概観した後、わが国よりも一足早く昨年九月に株式オプションを導入した香港市場での経験を紹介し、わが国に株式オプションを導入する際の問題と株式オプションを導入した結果生じるかもしれない問題とを考察する。

世界の株式オプション市場

店頭での株式オプション取引は一七世紀末にロンドンで始まり、一八世紀末にはアメリカでも開始されていたが、現在のような取引所での株式オプション取引が始まったのは一九七三年にシカゴ・ボード・オプション取引所（CBOE）が開設されて以降のことである。清算機関が取引当事者の間に入り、権利行使価格や満期日を標準化することによって、CBOEでの株式オプション取引は急速に拡大し、翌一九七四年にはニューヨーク証券取引所（NYSE）での株式売買高の一六・二%にまで達した。一九七五年にはCBOEの成功に刺激され、アメリカン証券取引所（AMEX）とフィラデルフィア証券取引所（PHLX）が株式オプションを上場したのに加え、カナダのモントリオール証券取引所でも株式オプション取引が開始された。そして、一九七六年にはアメリカでパシフィック証券取引所、オーストラリアのオーストラリアン証券取引所（ASX）でも取引が開始された。さらに一九七八年にはオランダでヨーロピアン・オプション取引所（EOP）が、イギリスでロンドン・オプション取引所（LTOOM）がCBOEと同様に株式オプション専門の取引所として設立され、CBOEの開設から五年の間に株式オプション取引は英語圏を中心に世界中に波及することになった。（なお、ブラジルでも一九八〇年にサンパウロ証券取引所、一九八二年にリオデジャネイロ証券取引所が株式オプション取引を開始している。）

株式オプション拡大の第二波は世界的な金融自由化の流れを受けて、一九八〇年代後半に始まった。まず、一九八五年にNYSEがアメリカ国内の先行組からかなり遅れて株式オプション取引に参入し、スウェーデンのストックホルム・オプション取引所（OM）が取引を開始した。一九八七年にはフランスでパリ・オプション取引所（MONEP）、一九八八年にはイスラエルでイスラエル金融先物・オプション取引所（SOFFEX）、一九九〇年に

はドイツのドイツ金融先物・オプション取引所(DTB)、ノルウェーのオスロ証券取引所、デンマークのコンペンハーゲン証券取引所(FUTOP)、ニュージーランドのニュージーランド先物・オプション取引所(NZXFOX)、一九九一年にはスペインのマドリード株式先物取引所(MEFF·RV)、オーストリアのオーストリアン先物・オプション取引所(OTOB)、一九九三年にはベルギーのベルギー先物・オプション取引所(BELFOX)が相次いで株式オプションを導入した。そして、一九九五年には香港証券取引所(SEHK)がアジアとしては初めて株式オプションを導入した。

表1は世界の主要な取引所における一九九六年一月から八月までの株式オプション売買高を表わしている。第一位は株式オプションの嚆矢となつたCBOEで五八五三万枚、第二位はAMEXで三六六六万枚、第三位はSOFFEXで二二二七万枚、第四位はPSEで二二〇五万枚、第五位はEOEで一一七五万枚、第六位はPHLXで一〇〇二万枚とアメリカ勢が上位を占

表1 世界の主要な取引所における株式オプション売買高

順位	取引所名	国名	1996年1月～8月の売買高(枚)	取引開始(年)
1	CBOE	アメリカ	58,532,242	1973
2	AMEX	アメリカ	36,655,804	1975
3	SOFFEX	スイス	22,266,422	1988
4	PSE	アメリカ	22,050,454	1976
5	EOE	オランダ	11,751,577	1978
6	PHLX	アメリカ	10,017,926	1975
7	OM	スウェーデン	7,930,583	1990
8	ASX	オーストラリア	7,423,660	1976
9	DTB	ドイツ	7,162,254	1990
10	LIFFE(LTOM)	イギリス	3,106,145	1978
11	MONEP	フランス	2,520,737	1987
12	NYSE	アメリカ	2,212,643	1985
13	トロント証券取引所	カナダ	1,337,972	1976
14	SEHK	香港	903,945	1995
15	OTOB	オーストラリア	867,156	1991
16	MEFF RV	スペイン	594,023	1991
17	オスロ証券取引所	ノルウェー	509,452	1990
18	BELFOX	ベルギー	283,855	1993

資料：Futures & Options World, Issue 305(1996年10月)等より作成

(13)

めていることがわかる。ただし、株式や株価指数先物・オプションのような取引の集中はアメリカでは起きていよいようである。

また、アメリカ以外に目を転じると、ロンドン国際金融先物・オプション取引所(LIFFE)、一九九一年にLTOMを併合)やDTB、MONEPでの取引はそれほど大きくなく、SOFFEXやEOE、OM、ASXといったところでの取引が多いのは株式市場の規模を考えると意外である。

香港での株式オプションの導入に至る経緯

香港は時価総額ではアメリカ・日本・イギリス・ドイツ・フランス・カナダ・スイスに次いで世界で八番目に大きな市場に成長し、すでに一九八六年にはアジアで初めて株価指数先物(ハンセン指数先物)を上場し、一九九三年にはアジアで一番目に自国市場対象の株価指数オプション(ハンセン指数オプション)を上場している。

ここ数年間の香港市場の成長は著しいが、一九八七年のプラック・マンデー直後には香港証券取引所、香港先物取引所(HKFE)ともに四日間閉鎖され、国際的な信用の低下と株価指数先物取引に関する業者の債務不履行、その後の株式市場の停滞といった危機的な状況に陥っていた。⁽¹⁾先物業者の債務不履行問題については香港政府が公的資金を導入して救済し、両取引所に対しても組織改革が施行され、両市場を一元管理する監督機関として証券先物委員会(SFC)が新たに設立された。

こうした状況の中で、香港証券取引所は一九九〇年六月に株式市場活性化策として株式オプションの導入案と中小企業のための店頭市場の創設案をSFCと政府金融当局に打診した。⁽²⁾そして同年一月にはSFC委員長が自動決済システムを一九九一年中に導入し、一九九二年半ばまでに株式オプションと株価指数オプションが導入

(14)

されるとの見通しを明らかにしていた。⁽³⁾

しかし、その後の道のりは必ずしも平坦なものではなかつた。というのも、一九九一年四月に同委員長がアーラタイムの取引情報開示と空売り解禁が株式オプション導入のための前提であるという見解を明らかにし、決済システムの改善以外にも株式オプション導入にいたるハードルを提示したからである。⁽⁴⁾

一九九二年六月には遅れていた中央決済システム（C C A S S）への移行が始まり、同年一二月に香港証券取引所はようやく株式オプションに関する第一回目の評議案（コンサルテイション・ペーパー）を発表し、原株の適格基準と取引要綱（呼値・権利行使価格とその設定幅・新規設定・権利行使と割り当ての手続き）に関する意見を市場関係者に求めた。⁽⁵⁾ そして一九九三年三月には第二回目の評議案が発表され、コンピューターによる自動取引執行や清算機関の設立等が提案された。（なお、この月に香港先物取引所は一足早くハンセン指数オプション取引を開始した。）さらに一九九三年一月にはソフトウェアの欠陥で難航していた自動注文執行システム（A M S）への移行が香港証券取引所で開始され⁽⁶⁾、翌一九九四年一月には株式の空売りが解禁され⁽⁸⁾、S F C によつて課された株式オプション導入へのハードルはついにクリアされた。

一九九四年七月には株式オプションの取引要綱等が固まり、最初の評議案の公開から二年近くに及ぶ準備の成果が同年一一月に通称「オプション白書」という形で香港証券取引所から公表された。⁽⁹⁾ このレポートには株式オプションの取引要綱、取引会員権、清算会員権、システムへのアクセス、必要経費、取引参加資格などが詳細に記載されており、一九九五年八月の取引開始を目指とした取引参加者への種々の申請スケジュールやシミュレーションの日程まで明記されている。ここで明らかになつた香港証券取引所での株式オプションの特徴は、多くの取引所がフロアでのマーケット・メーカー制を採用しているのに対して、マーケット・メーカー制に基づいたコ

ンピュータによる自動取引執行システムというS O F F E X やD T B 型の取引システムを採用した点にある。

ところが、ここへきて株式オプション導入をめぐる香港証券取引所とS F C や香港政府、そして香港先物取引所との関係は膠着することになつた。というのも、一〇月二五日に香港先物取引所が香港テレコムと香港上海銀行持株会社を対象とした株式先物取引の導入を発表し、香港政府金融サービス局が株式先物導入のための法改正を行なつたからである。この決定を発表前日に香港先物取引所から知らされた香港証券取引所は、株式先物のリスクの大きさや事前に公開評議が行なわれなかつたことを非難したが、S F C と香港政府金融サービス局が株式先物の擁護にまわつた。⁽¹⁰⁾ こうした事態の背後には、同年七月に香港証券取引所がS F C の株式スプレッド引き下げ要求を拒否し、S F C が証券業界の印紙税引き下げ要求に手数料率の引き下げを条件としたことなどがあつたと考えられる。⁽¹¹⁾ また、中小業者が中心となつてゐる香港証券取引所は二部市場や株式オプションといつた機関化に対応した市場の発展に消極的であり、香港証券取引所の独占的な地位が改革のテンポを遅らせてゐるとして新たな取引所の設立を提言する有力者のレポートもある。なお、香港先物取引所がO M から購入しているオプション取引の清算システムを共有すれば費用が四〇%削減できるというS F C の提案を香港証券取引所は拒絶し、D T B から独自にシステムを購入することを決定した。⁽¹³⁾ （一九九四年三月に香港先物取引所は株式先物取引を開始したが、一ヵ月前にシンガポールで生じたベアリングズ事件の影響もあつて取引は振るわず、停滞している。）

その後、一九九五年七月に香港政府金融サービス局が株式オプション取引にかかる取引税を一年間免除する決定を下し、翌八月に入つてようやく最終的な株式オプション取引開始日が九月八日であり、取引対象が香港上海銀行持株会社であることが明らかにされた。⁽¹⁴⁾ そして、当初のS F C への構想打診から五年以上の歳月を費やして香港における株式オプションは一九九五年九月八日に香港上海銀行持株会社を対象として開始されたのである。

香港の株式オプション取引要綱

表2は香港株式オプションの取引要綱を表わしている。まず、権利行使方法は満期日までいつでも権利行使のできるアメリカン・オプションであり、原株一単位（現在のオプション対象銘柄では四〇〇株から二〇〇〇株）を取引対象としたコール・オプションとブット・オプションを上場している点は諸外国とほぼ共通である。しかし、すでに見たようにマーケット・メーカー制に基づいたコンピューターによる自動取引執行システムを採用している点は多くの取引所がフロアでのマーケット・メーカー制を採用しているのとは対照的である。満期日は各月の最終営業日の前営業日で、設定限月は直近三カ月と3・6・9・12のサイクルから2つで計5限月（最短7カ月～最長9カ月）である。最小値幅はプレミアム（オプション価格）の水準が〇・〇一香港ドルから五香港ドルまでの場合〇・〇一香港ドル、五香港ドルを越えた場合〇・〇五香港ドルとされている。権利行使価格の間隔は権利行使価格が二香港ドル以下の場合〇・一香港ドル、二香港ドルを越え五香港ドルまでの場合〇・二香港ドル、五香港ドルを越え二〇香港ドルまでの場合〇・〇五香港ドルとされている。権利行使価格の間隔は権利行使価格がHK \$ 2まで、HK \$ 0.10の場合は、HK \$ 0.01とHK \$ 0.05の間隔で設定される。権利行使価格がHK \$ 2を越えHK \$ 5まで、HK \$ 0.20の場合は、HK \$ 0.05とHK \$ 0.10の間隔で設定される。権利行使価格がHK \$ 5を越えHK \$ 20まで、HK \$ 0.50の場合は、HK \$ 0.10とHK \$ 0.20の間隔で設定される。権利行使価格がHK \$ 20を越えHK \$ 50まで、HK \$ 1.00の場合は、HK \$ 0.20とHK \$ 0.50の間隔で設定される。権利行使価格がHK \$ 50を越えHK \$ 100まで、HK \$ 2.50の場合は、HK \$ 0.50とHK \$ 1.00の間隔で設定される。権利行使価格がHK \$ 100を越えた場合、HK \$ 5.00の場合は、HK \$ 1.00とHK \$ 2.00の間隔で設定される。権利行使価格はアット・ザ・マネーとイン・ザ・マネー2本、アウト・オブ・ザ・マネー2本の計5本で設定される。取引時間は株式市場と同一で、株主割当増資や株式分割・特別な大規模配当があった場合には権利行使価格と契約サイズがオプション価値を一定に保つように調整される。また、オプション購入日に権利行使を行なうことも可能であり、プレミアムの支払いは翌営業日の取引開始までに清算会員を通じて清算機関（OCH）に行なうこととされている。

表2 香港株式オプションの取引要綱

取引対象	コール・オプションとブット・オプション	
契約サイズ	原株の取引単位（現状では400株～2000株）	
満期日	限月の最終営業日の前営業日	
設定限月	直近3カ月と3・6・9・12のサイクルから2つで計5限月（最短7カ月～最長9カ月）	
取引方法	マーケット・メーカー制に基づいたコンピューターによる自動取引執行システム	
権利行使方法	アメリカン・オプション (ただし満期日におけるイン・ザ・マネーの自動権利行使はない。)	
最小値幅	プレミアムがHK \$ 0.01～HK \$ 5の場合 プレミアムがHK \$ 5を越える場合	HK \$ 0.01 HK \$ 0.05
権利行使価格	権利行使価格がHK \$ 2まで	HK \$ 0.10
設定間隔	権利行使価格がHK \$ 2を越えHK \$ 5まで 権利行使価格がHK \$ 5を越えHK \$ 20まで 権利行使価格がHK \$ 20を越えHK \$ 50まで 権利行使価格がHK \$ 50を越えHK \$ 100まで 権利行使価格がHK \$ 100を越えた場合	HK \$ 0.20 HK \$ 0.50 HK \$ 1.00 HK \$ 2.50 HK \$ 5.00
権利行使価格設定	アット・ザ・マネーとイン・ザ・マネー2本、アウト・オブ・ザ・マネー2本の計5本	
取引時間	10:00～12:30と14:30～15:55	
資本変動調整	株式割当増資や株式分割・特別な大規模配当があった場合には権利行使価格と契約サイズがオプション価値を一定に保つように調整される	
同一日権利行使	可能	
プレミアム支払	プレミアムは全額現金で翌営業日の取引開始までに清算会員を通じて清算機関(OCH)に支払う(T+O)	

資料：The Stock Exchange of Hong Kong. *Exchange-Traded Equity Options: Market Structure, Participation & Financing*, 1994. より作成。

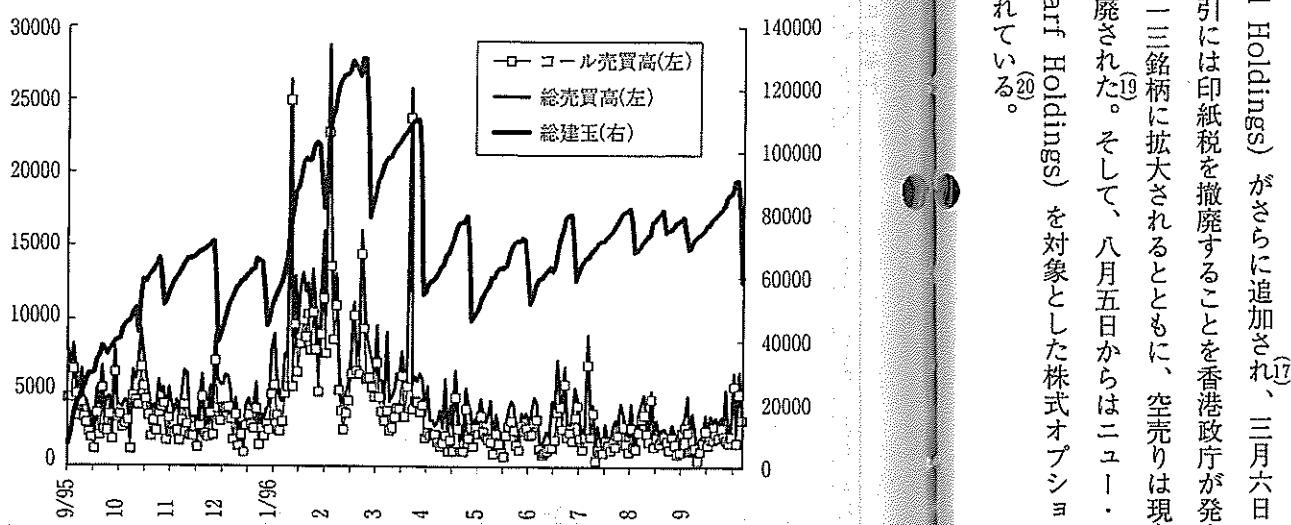
香港での株式オプションの導入後の状況

一九九五年九月八日、香港証券取引所の悲願であつた株式オプションは香港上海銀行持株会社 (HSBC Holdings) を対象としてスタートした。この時点ではHSBCを対象とした株式オプションのマーケット・メーカーは一社、株式オプション取引を認められていた会員数は九三社にのぼり、原株市場の取引はさほど活発ではなかつたが、オプション市場では外資系証券会社を中心に七九八一枚と活発に取引が行なわれた。⁽¹⁵⁾

九月二三日には長江実業持株会社 (Cheung Kong Holdings) を対象とした株式オプションが九月二五日から上場されることが発表され、一〇月九日にはキャセイ・パシフィック航空を傘下におさめるスワイヤー・パシフィックA (Swire Pacific 'A')、一〇月二三日にはCITICパシフィックと香港テレコムを対象とした株式オプションが上場され、一一月一八日にはハチソン・ワンポア (Hutchison Whampoa)、ハンダーソン・ランド (Henderson Land)、サン・ファン・カイ・プロパティーズ (Sun Hung Kai Properties)、チャイナ・エレクトリック&パワーの四社が追加されたりなどによりて、時価総額ではハンセン指數構成銘柄の約六五パーセントにあたる株式でオプション取引が可能となった。⁽¹⁶⁾

一九九六年一月二六日にはホープウェル持株会社 (Hopewell Holdings) が新たに追加され⁽¹⁷⁾、三月六日にはマーケット・メーカーがオプションをヘッジするための株式取引には印紙税を撤廃する⁽¹⁸⁾ことを香港政府が発表した。また、三月二十五日からは空売り対象銘柄が一七銘柄から一一三銘柄に拡大されるとともに、空売りは現在値よりも高い値段でしか行なえないというティック・ルールが撤廃された。⁽¹⁹⁾そして、八月五日からはニューワールド・デベロップメント・カンパニーとワーフ持株会社 (Wharf Holdings) を対象とした株式オプションが上場され、一二銘柄を対象とした株式オプションが現在取引されている。⁽²⁰⁾

図1 株式オプションの売買と建玉



(19)

表3の銘柄別の月間売買高ではコール・プットともにHSBC、長江実業、ハチソン・ワンポア、スワイヤー・パシフィック、香港テレコムといった銘柄の取引が多く、いずれも二月ないし三月あたりをピークに売買高が低下しており、プットの売買高はコールの売買高の半分程度であることがわかる。

表4の銘柄別の月末建玉を見ると、コールでは先の五銘柄にホールウェルが加わり、プットではHSBC、香港テレコム、長江実業、スワイヤー・パシフィック、チャイナ・ライト&パワーの建玉が大きく、建玉でも

(20)

表3 香港の株式オプション月間売買高

取引対象	9月/95	10月	11月	12月	1月/96	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
CITIC Pacific	563	519	666	4,576	3,023	2,422	784	1,049	536	763	846	616	616
Cheung Kong (Holdings)	7,373	18,933	16,408	7,167	15,440	8,770	10,948	3,988	4,435	6,481	5,726	5,127	5,072
China Light & Power				771	10,142	4,038	3,547	1,325	2,707	3,024	3,039	4,393	5,186
HSBC Holdings	48,716	49,116	31,266	30,790	89,482	30,480	57,993	15,099	17,587	15,169	25,077	18,855	15,185
H - Henderson Land											1,715	2,018	1,409
HK - Hong Kong Telecom											1,301	1,409	1,630
HW - Hopewell Holdings											2,777	2,272	3,015
HWT - Hutchison Whampoa											2,777	2,272	3,177
SWA - Sun Hung Kai Properties											1,713	2,777	2,272
SP - Swire Pacific 'A'											1,244	5,159	1,961
SWP - Swire Pacific Wharf (Holdings)											2,449	5,159	1,961
Total	56,089	81,241	60,922	52,215	167,569	147,967	107,910	38,992	49,644	41,905	46,385	43,286	43,945
CITIC Pacific											1,330	1,602	1,144
Cheung Kong (Holdings)	3,977	11,896	6,134	5,826	13,352	6,189	6,445	2,923	2,120	1,801	1,717	2,019	2,076
China Light & Power											6,911	6,555	7,474
HSBC Holdings	22,978	15,581	14,532	12,335	24,352	9,593	18,853	10,879	8,984	6,420	7,437	5,747	11,789
H - Henderson Land											1,998	1,224	827
HK - Hong Kong Telecom											2,299	6,129	4,671
HW - Hopewell Holdings											282	123	620
HWT - Hutchison Whampoa											1,713	2,777	2,272
SWA - Sun Hung Kai Properties											104	2,449	5,159
SP - Swire Pacific 'A'											3,784	4,293	3,151
SWP - Swire Pacific Wharf (Holdings)											4,462	4,136	2,558
Total	26,955	33,671	32,395	25,938	57,217	37,129	42,680	30,922	24,864	24,895	24,662	17,957	23,496
CITIC Pacific											4,024	4,024	1,077
Cheung Kong (Holdings)	11,350	30,829	22,542	12,993	28,792	14,959	17,093	6,911	6,555	8,282	7,443	7,146	7,148
China Light & Power											4,871	2,906	2,765
HSBC Holdings	7,194	64,697	45,798	43,125	113,600	40,073	76,846	25,978	26,571	21,599	32,514	24,379	26,954
H - Henderson Land											2,939	2,845	2,050
HK - Hong Kong Telecom											1,921	1,794	2,155
HW - Hopewell Holdings											3,490	3,290	4,436
HWT - Hutchison Whampoa											5,528	5,779	5,933
SWA - Sun Hung Kai Properties											6,921	7,824	13,285
SP - Swire Pacific 'A'											6,437	4,749	4,446
SWP - Swire Pacific Wharf (Holdings)											1,226	23,458	15,699
Total	83,064	114,912	93,317	78,153	224,786	185,096	150,590	69,914	74,508	66,801	71,047	61,243	67,431

資料 : The Securities Journal 各号より作成。

表4 香港の株式オプション月間売買高

取引対象	9月/95	10月	11月	12月	1月/96	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
CITIC Pacific	453	403	380	1,758	905	1,315	754	743	479	674	707	563	563
Cheung Kong (Holdings)	5,111	9,294	5,793	3,454	4,327	4,478	2,930	2,717	1,393	2,932	4,186	4,381	4,075
China Light & Power											1,691	1,566	2,422
HSBC Holdings	19,169	17,945	15,742	19,327	25,351	24,824	20,438	8,905	12,447	15,905	14,985	10,722	7,793
H - Henderson Land											1,034	1,205	1,371
HK - Hong Kong Telecom											2,297	5,725	5,725
HW - Hopewell Holdings											1,934	1,948	1,948
HWT - Hutchison Whampoa											1,095	1,327	2,377
SWA - Sun Hung Kai Properties											3,933	3,629	2,383
SP - Swire Pacific 'A'											1,904	2,174	1,590
SWP - Swire Pacific Wharf (Holdings)											1,247	1,337	1,337
Total	24,280	35,687	26,903	30,504	55,213	60,447	39,871	25,578	30,041	38,403	40,210	39,472	38,747
CITIC Pacific											1,614	1,637	1,111
Cheung Kong (Holdings)	2,755	5,682	385	3,111	5,581	3,558	1,579	1,509	1,239	1,463	1,740	2,125	1,429
China Light & Power											1,571	1,769	1,497
HSBC Holdings	8,535	6,176	5,974	6,665	9,774	5,794	5,152	5,632	6,335	5,260	6,211	5,036	7,447
H - Henderson Land											1,194	1,336	1,043
HK - Hong Kong Telecom											1,217	1,336	1,043
HW - Hopewell Holdings											1,279	1,336	1,043
HWT - Hutchison Whampoa											1,206	1,279	1,043
SWA - Sun Hung Kai Properties											1,247	1,337	1,043
SP - Swire Pacific 'A'											1,904	2,174	1,590
SWP - Swire Pacific Wharf (Holdings)											1,739	1,904	1,590
Total	11,290	15,341	9,265	14,074	26,661	18,470	14,557	20,777	21,595	20,613	27,902	29,636	21,817
CITIC Pacific											822	720	541
Cheung Kong (Holdings)	7,866	14,956	6,178	5,655	9,908	8,036	4,509	4,226	2,632	4,395	5,926	6,506	5,504
China Light & Power											825	6,746	3,584
HSBC Holdings	27,704	24,121	21,716	25,992	35,125	30,618	25,590	14,537	18,782	21,165	21,166	15,758	15,240
H - Henderson Land											622	2,228	2,812
HK - Hong Kong Telecom											3,811	5,278	2,423
HW - Hopewell Holdings											1,082	6,110	15,834
HWT - Hutchison Whampoa											100	1,920	544
SWA - Sun Hung Kai Properties											1,939	2,427	1,634
SP - Swire Pacific 'A'											1,739	1,904	1,590
SWP - Swire Pacific Wharf (Holdings)											1,904	2,427	1,634
Total	35,570	51,028	36,188	44,578	81,874	78,917	54,428	46,355	51,636	59,016	68,112	69,108	58,564

二月か三月をピークに売買高が低下していることがわかる。そしてプラットの建玉はやはりコールの建玉の半分程度であることもわかる。

かくして、香港での株式オプション導入は経余曲折を経たものの、導入後にさしたる問題もなく、成功裡に行なわれたようである。しかしながら、上場銘柄はまだ一二銘柄にすぎず、表1の数字では世界で一〇番目であり、時価総額で凌駕しているオランダ・スウェーデン・オーストラリアの売買高にはいまだ及んでいない。したがつて、今後数年間の推移を見てはじめて導入の成果は判断されるべきであろう。

株式オプション導入に伴う問題

わが国での株式オプションの導入を考える場合、株式オプションを導入するための環境整備に関する問題と株式オプションを導入した結果生じるかもしれない問題とに大別できるであろう。以下ではこれらの問題を香港での経験に即して考えてみよう。

まず、株式オプション導入の環境整備という意味では、香港の場合、中央決済システムへの移行、自動注文執行システムの導入、空売りの解禁（空売り規制の撤廃）、マーケット・メーカー制の導入といった問題をひとつひとつクリアすることにより、株式オプションの導入が進められた。さいわいにもわが国の場合、決済システムや自動注文執行システムはとりあえず完備されており、空売りについてもすでに証券金融会社等を通じた制度が存在している。しかし、現状の空売りを含めた信用取引制度は零細な個人投資家の利用を念頭に置いて作られたものであり、売り建てオプションのヘッジを目的とした利用には不十分であろう。とりわけ大量の空売りを可能とするためにはそれに見合った貸し株市場の存在が不可欠であり、機関投資家の保有株式や事業法人の持ち合い

株を利用できるような貸し株市場の整備が望まれる。従来、貸し株市場については株価を下落させる恐れのある空売りを助長させるという消極的な見方が強く、大量の株式を保有する機関投資家は貸し株の自粛を暗黙裡に要請されていたようである。実際、一九九二年四月に銀行株が急落した際には生命保険会社が貸し株の自粛を求められたという新聞報道も見られた。機関投資家や事業法人にとっては低迷する市況のもとで少しでも運用利回りを向上させる手段としての貸し株制度は有用なものであるはずだし、株式持ち合いによって浮動株の少ないわが国ではその結果として値動きが大きくなりやすいという問題を回避する上でも健全な貸し株市場の育成は有意義であると考えられる。また、国際的に高いとされるわが国のPERも優良株だけを見ればそれほど高いわけではなく、業種や知名度による横並びの株価形成が是正される可能性もあるであろう。信用取引制度のより一層の充実とともに貸し株市場の整備が株式オプションの導入を期に進められることを期待する。

株式オプションの導入に当たつてのもう一つの問題はマーケット・メーカー制の問題である。わが国と同様に香港でも株式市場はオーケーション型の市場であり、株式オプションにおいてマーケット・メーカー制がはじめて導入された。これは債券と同様に同じ会社を対象にしていても満期日や権利行使価格に応じて多数の銘柄が存在する株式オプション取引では流動性を維持するために、フロアでの取引かコンピューター上の取引かに関わらず、すべての市場でマーケット・メーカー制が導入されており、香港もこの前例に従つたということである。わが国の場合には上場オプションでは東京金融先物取引所のユーロ円金利先物オプションでマーケット・メーカー制が導入されている点を除けば、東京証券取引所の債券先物オプションも東京・大阪・名古屋の各取引所の株価指数オプションもマーケット・メーカー制を採用してはいない。こうした金融先物取引所（銀行局管轄）と証券取引所（証券局管轄）の間に見られる違いや店頭株式市場JASDAQでのマーケット・メーカーの不在は、従来ブ

ローカー業務を主としてディーラー業務は従とされてきた証券会社の業務規制に關係があるのかもしれない。日経二二五オプションのように流動性のあるものではマーケット・メーカーの存在は（一部にそうした需要はあるものの）それほど重要ではないが、日経二〇〇オプションやオプション二五・TOPPIXオプションでは仲介業者のクロスがなければ取引は極めて難しいのが実状である。わが国で株式オプションを導入する場合にも株価指数オプションと同様なコンピューターによるオーフショット方式を採用するトレスは、取引の活発な銘柄では問題はないであろうが、取引のそれほど活発でない銘柄では取引を実現するのが難しいことが予想される。証券関連の上場ものに関してはこれまでマーケット・メーカー制を導入した前例がないだけに取引開始時におけるマーケット・メーカー制の実現は容易ではなかろうが、取引開始後に流動性の問題が生じた際にはマーケット・メーカー制の導入を検討する用意は少なくとも必要である。

次に、わが国で株式オプションを導入した結果生じるかもしれない問題を考えてみよう。以下で問題となるのはおそらく株価指数先物導入後に問題になつた現物市場からの取引のシフトと現物市場の価格形成に及ぼす影響であろう。香港での株式オプション導入の原株市場に及ぼす影響についてはすでに香港市立大学 (the City University of Hong Kong) のヤン・リュン・チエン (Yan-leung Cheung) とアレックス・チュ・ヒン・コー (Alex Che-yeung Ko) の両氏によって検証されている⁽²¹⁾。その結果によると、HSBC、長江実業、スワイヤー・パシフィック、香港テレコム、CITICの五銘柄を対象にして調べたところ、株式オプションの導入が原株市場の売買高に統計的に見て有意な影響を及ぼしていないことが明らかになつた。また、株式オプションの導入によって原株価格の変動がどのような影響を受けたかを調べた結果は、株式オプションの導入が原株価格の変動を統計的に見て有意に減少させるという欧米での実証結果と同様のものであつた⁽²²⁾。さらに、原株市場

と株式オプション市場の間で裁定利益を得ることができるかどうかをHSBCと長江実業の一銘柄について調べたところ、手数料や気配値スプレッドといった取引費用を考慮すれば裁定機会は存在せず、原株・オプション両市場の間で整合的な価格形成が行なわれていることが明らかになつた。他方、実務家の観察によると、株式オプションが上場された銘柄のワラントのインプライド・ボラティリティが低下しているという指摘も見られる⁽²³⁾。

表5は香港の株式オプションの売買高を原株の売買高一単位で割った比率を銘柄ごとに表わしており、これを見ると、多くの銘柄でオプション売買高の比率は原株の一〇%以下であり、最初に株式オプションを導入したHSBCが五〇%を越えた以外はそれほど活発に取引されてはいないことがわかる。アメリカでは株式オプションの売買高が原株の売買高を上回る銘柄もあるが、これはマーケット・メーカー（先物市場のローカルズと同じくフロア習熟した投資家なしには原株市場の売買高を奪うほどの取引によるところもある。こうした香港での経験を見ると、オプション取引による霧雨気を見て取引する個人投資家）同志の活発な取引によるとしないといふことである。したがつて、株式オプションの導入

表5 オプション売買高の原株売買高に占める比率

取引対象	9月/95	10月	11月	12月	1月/96	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	平均
CITIC Pacific	3.3%	2.6%	2.1%	2.7%	5.6%	4.3%	4.2%	2.2%	2.0%	3.3%	1.6%	1.3%	2.9%	
Cheung Kong (Holdings)	45.9%	37.4%	33.9%	16.5%	24.7%	7.4%	16.1%	9.7%	7.7%	15.7%	8.2%	10.8%	10.3%	18.8%
China Light & Power				1.8%	5.0%	4.0%	3.8%	3.0%	2.9%	6.0%	6.2%	5.3%	4.3%	4.2%
HSBC Holdings	58.2%	37.8%	29.3%	33.8%	46.0%	24.8%	36.6%	21.7%	17.3%	18.2%	17.0%	12.2%	19.1%	28.6%
Henderson Land					2.2%	6.1%	12.4%	9.7%	7.1%	7.2%	5.7%	4.6%	4.7%	3.2%
Hong Kong Telecom						3.3%	1.5%	1.3%	0.4%	4.2%	1.1%	1.5%	0.5%	1.6%
Hopewell Holdings							0.6%	0.1%	0.9%	2.4%	1.9%	0.4%	1.5%	1.5%
Hutchison Whampoa								4.3%	11.5%	32.6%	3.3%	4.1%	7.6%	6.2%
New World Development										1.1%	1.7%		1.4%	
Sun Hung Kai Properties										1.4%	6.6%	12.0%	10.0%	6.5%
Swire Pacific 'A' Wharf (Holdings)										17.1%	11.6%	15.6%	11.7%	24.0%
Total	52.1%	19.8%	15.8%	8.8%	12.7%	12.8%	9.7%	7.0%	6.2%	7.3%	5.8%	4.8%	5.1%	12.9%

資料：The Securities Journal 各号より作成。

の結果、信用取引を行なつてゐた個人投資家が殺到し、原株の取引が停滞するなどのような事態はわが国の場合でも考えにくだらう。

ただし、香港でも月間の平均値ではまだ大さくはないとして、それが特定日に集中すれば原株市場への影響がないわけではなからうが、原株価格のボラティリティは逆に低下してくるところのがこれまでの諸外国での経験である。株式オプションを用いた株価操作は絶対にあり得ないことは言えないが、建玉制限を設けたり、建玉のディスクロージャーを進め、取引所等が注意深く監視するなどといった危険性はかなりの程度除去できるものであらう。むしろ悪用の可能性があるところだけで利用を一切認めないと云ふ立場は、環境に適応してより良いものを作り出すところ前向きな意欲を減退させる危険性を逆に持つてゐるのではないかだらうか。

かくして香港での経験を見る限り、わが国での株式オプションの導入に関して過度に神経質になる必要はないものと思われる。もちろん株価指数先物の例を見れば、諸外国では問題がなくて、わが国では問題を生じる可能性を否定するに云はでないが、新商品の導入が問題を生じる場合には往々にして新商品の商品特性よりも使用方法の未熟さが問題を引き起しきり、使用方法の熟練は実際に使ひてみなければ上達しないところだが、われわれは幾度も経験している。株式オプションは個人投資家を市場へ呼び込む特効薬ではなく、幅広い投資家により良いサービスを提供するための長じて見たインフラストラクチャーであつて、過度の期待は禁物であるとの同時に、その導入にあへしても抵抗しなければならないような危険な商品でもないことを踏まへて、今後の議論が進められるに云ふ期待である。

(脚三)

注

(一) アルック・ヤハトー直後の状況は図1参照 Ho, R.Y.K., R.H.Scott and K.A.Wong. *The Hong Kong Financial System*. Oxford University Press, 1991 (『統治の金融制度』、金融財政事情研究会「一九九一年」) を参考。

参考。

(2) Lulu Yu, "Hong Kong may introduce options and OTC trading to boost liquidity", *The Times*, June 22, 1990

(3) "HK to trade options by mid-1992 develop clearing system", *Wall Street Letter*, Vol.XXII No.45 (November 12, 1991)

(4) "Book entry clearing seen as foundation for new products", *International Securities Regulation Report*, April 22, 1991

(5) Stock Exchange of Hong Kong, *Listed Options: Eligibility Criteria for Underlying Stocks and Option Contract Specification (Consultative Paper I)*, December 1992. "Proposal for trading of stock options". *Financial Regulation Report*, January, 1993

(6) Stock Exchange of Hong Kong, *Exchange-Traded Equity Options: Proposal on Trading, Clearing, and Participation (Consultative Paper II)*, March 1993. "Proposal for equity options", *Financial Regulation Report*, April, 1993

(7) Mark Evans, "Long-awaited automated trading system to go", *South China Morning Post*, September 14, 1993. "Hong Kong stock exchange to start auto-matching system in November",

Agence France Presse, October 28, 1993.

- (∞) "HKSE Expected to Announce Plans for Options Market", *International Securities Regulation Report*, January 25, 1994

(∞) Simon Pritchard, "Options to launch next year", *South China Morning Post*, July 17, 1994. Stock Exchange of Hong Kong, *Exchange-Traded Equity Options: Market Stricture, Participation & Financing*. November 1994. Noel Fung & Sean Kennedy, "Exchange to launch options attack; Exchange to launch options offensive", *South China Morning Post*, November 22, 1994.

(∞) Sean Kennedy & Simon Fluendy, "Row over stock futures: Secret approval sparks clash between exchange", *South China Morning Post*, October 26, 1994

(11) Kerry Wong, "Locking horns over Hong Kong's futures", *South China Morning Post*, October 30, 1994

(12) Simon Fluendy, "Call for end of exchange monopoly", *South China Morning Post*, November 7, 1994

(13) Simon Fluendy, "Exchange twice rejected offer to share system", *South China Morning Post*, November 1, 1994

(14) "Hong Kong gives temporary tax break to boost stock options trading", *Agence France Presse*, July 25, 1995. Gregory Crawford, "HONG KONG EQUITY OPTIONS TRADE START IN SEPTEMBER", *The Reuter European Business Report*, August 4, 1995.

(15) Tan Fe Lyn, "ACTIVE DEBUT FOR HK'S FIRST STOCK OPTIONS CONTRACT", *The Reuter Asia-Pacific Business Report*, September 8, 1995. "Hong Kong Stock Exchange Begins Trading On DTB Software", *International Securities Regulation Report*, September 28, 1995. "Exchange News", *The Securities Journal*, November 1995.

(16) "Exchange News", *The Securities Journal*, November 1995, December 1995, February 1996

(17) "Exchange News", *The Securities Journal*, May 1996.

(18) "HK STOCK EXCHANGE WELCOMES OPTIONS DUTY WAIVER", *Reuter Financial Service*, March 6, 1996

(19) "Exchange News", *The Securities Journal*, March 1996

(20) "Exchange News", *The Securities Journal*, October 1996

(21) "IMPACT OF STOCK OPTIONS ON THE UNDERLYING", *Derivatives Week*, September 30, 1996

(22) ハセキルス株式会社 - ジャパンセイバーリミテッドDamodaran, A. & M.G. Subrahmanyam, "The Effects of Derivatives Securities on the Markets for the Underlying Assets in the United States", *Financial Markets, Institution & Instruments*, Vol.1 No.5, 1992. ハセキルス株式会社Stucki, T. & W. Wasserfallen, "Stock and options markets: the Swiss evidence", *Journal of Banking & Finance*, Vol.18 No.5, 1994.

カナダ証券取引所Elfakhani, S. & M. Chaudhury, The volatility effects of option listing: Some Canadian evidence", *Quarterly Review of Economics & Finance*, Vol.35 No.1, 1995.

(23) "Guide to Asian Derivatives: Hong Kong", *Global Investor*, May 1996.